

○海洋汚染等防止法検査の方法

(傍線箇所は改正部分)

改正後	現行	備考
<p>附属書〔6〕 原動機の検査要領</p> <p>1. 一般</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 用語</p> <p>本附属書で使用する用語は次に掲げるところによる。</p> <p>1)~6) (略)</p> <p><u>7) 原動機パラメータ記録簿</u></p> <p><u>原動機の構成部品及び設定値を含み、原動機の NOx 放出に影響するすべてのパラメータの変更を記載したパラメータ・チェック法に関連して使用される書類をいう。</u></p> <p><u>8) 電子記録簿</u></p> <p><u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十一条の三第三項等に基づく電磁的記録の基準を定める告示(令和2年国土交通省告示第1054号)に規定される基準に適合する電磁的記録に係る記録媒体(パラメータに関する調整、改造及び部品の交換を含む全ての変更を記録するものに限る。)をいう。</u></p> <p>3. 船舶検査の概要</p> <p>3.1 船舶検査の手順</p> <p>原動機の放出量確認を受けた原動機を船舶に設置した後、当該原動機が引き続き NOx の放出基準値に適合していることを定期的検査において確認する。</p> <p>なお、原動機に係る船舶検査の手順を示したフローチャートを図1に示す。</p>	<p>附属書〔6〕 原動機の検査の要領</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 用語</p> <p>本附属書で使用する用語は次に掲げるところによる。</p> <p>1)~6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 船舶検査の概要</p> <p>3.1 船舶検査の手順</p> <p>原動機の放出量確認を受けた原動機を船舶に設置した後、当該原動機が引き続き NOx の放出基準値に適合していることを定期的検査において確認する。</p> <p>なお、原動機に係る船舶検査の手順を示したフローチャートを図1に示す。</p>	<p>規定漏れ</p> <p>※ 検査の方法上、「原動機パラメータ記録簿」の説明がないが業務要領等ではある。</p> <p>電磁的記録による確認を認める</p> <p>改正 (MEPC.317(74)対応)</p>

改正後	現行	備考
<p>1) 申請書等の確認 申請時に提出される以下に掲げる書類について確認する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 電子記録簿の書面の写し(パラメータに関する調整、改造及び部品の交換を含む全ての変更に係る記録を電子記録簿に行う船舶に限る。)</u></p> <p><u>⑥ 電子記録簿の基準適合性の確認の取扱いについて(令和3年3月30日付け国海査第318号)に基づき交付された電子記録簿承認書の写し(変更等の届出がある場合は当該届出の写しを含む。)(*⑦を提出する場合を除く。)</u></p> <p><u>⑦ 電子記録簿が設置される船舶への宣言書の交付について(令和3年3月30日付け国海査第320号)に基づき交付された電子記録簿に関する宣言書の写し又は作成した自己宣言書の写し</u></p> <p>2) (略)</p> <p>3) 原動機に係るNOxの放出状況の確認 以下に従ってNOxの放出状況を確認する。</p> <p>A. パラメータ・チェック法 上記2)の原動機取扱手引書の審査と合わせて、<u>原動機パラメータ記録簿(電子記録簿の書面の写しを含む。以下同じ。)</u>の審査を行い、当該原動機に対する改造の有無等を確認する。 その結果により、以下に掲げる①又は②のうち該当するものに従ってNOxの放出状況の確認を行う。(*放出量確認後に行われた調整、改造又は部品の交換を含む全ての変更は、原動機パラメータ記録簿に記録される。)</p> <p>①・② (略)</p>	<p>1) 申請書等の確認 申請時に提出される以下に掲げる書類について確認する。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2) (略)</p> <p>3) 原動機に係るNOxの放出状況の確認 以下に従ってNOxの放出状況を確認する。</p> <p>A. パラメータ・チェック法 上記2)の原動機取扱手引書の審査と合わせて、<u>原動機パラメータ記録簿</u>の審査を行い、当該原動機に対する改造の有無等を確認する。 その結果により、以下に掲げる①又は②のうち該当するものに従ってNOxの放出状況の確認を行う。(*放出量確認後に行われた調整、改造又は部品の交換を含む全ての変更は、原動機パラメータ記録簿に記録される。)</p> <p>①・② (略)</p>	<p>電磁的記録による確認を認める改正 (MEPC.317(74)対応)</p> <p>電磁的記録による確認を認める改正 (MEPC.317(74)対応)</p>

改正後	現行	備考
<p>③ その他留意事項</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p><u>ウ. パラメータに関する調整、改造及び部品の交換を含む全ての変更に係る記録を電子記録簿に行う船舶にあっては、電子記録簿の書面の写しの確認に代えて、当該写しの電子データ又は電子記録簿ソフトの画面上の表示の確認により当該原動機に対する改造の有無等を確認することとしても差し支えない。</u></p> <p>B.・C. (略)</p> <p>(略)</p>	<p>③ (略)</p> <p>ア.・イ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>B.・C. (略)</p> <p>(略)</p>	<p>電磁的記録による確認を認める改正 (MEPC.317(74)対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当該写しの電子データ」は、メール等で提出された PDF を想定。 ・「電子記録簿ソフトの画面上の表示」とは、船舶に設置された電子記録簿の画面を想定

改正後	現行	備考
<p>別紙 10 IMO 決議 MEPC.291(71)</p> <p>1 導入</p> <p>1.1・1.2 (略)</p> <p>1.3 NTC 2008 のパラグラフ 2.2.5.1 に従い、NOx 放出低減装置が EIAPP 認証に含まれている場合、当該装置はエンジンの構成機器として認識され、その存在は当該エンジンのテクニカルファイルに記載されなければならない。(削る)</p> <p>1.4 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 予備認証手順</p> <p>3.1 一般</p> <p>3.1.1 <u>SCR を取り付けたエンジンシステムは、NTC2008 第 2 章に基づき承認され、このガイドラインのスキーム A 又はスキーム B によって提供される手順が適用される。</u></p> <p>(略)</p>	<p>別紙 10 IMO 決議 MEPC.291(71)</p> <p>1 導入</p> <p>1.1・1.2 (略)</p> <p>1.3 NTC 2008 のパラグラフ 2.2.5.1 に従い、NOx 放出低減装置が EIAPP 認証に含まれている場合、当該装置はエンジンの構成機器として認識され、その存在は当該エンジンのテクニカルファイルに記載されなければならない。<u>エンジンは NOx 放出低減装置を取り付けた状態で、予備認証試験を受けなければならない。ただし、技術的及び実践的な理由により、一体的な試験が適当でなくかつ NTC 2008 のパラグラフ 2.2.4.1 に規定される手順が適用できない場合であって、主管庁が認める場合は、この限りではない。ただし書きの場合は、このガイドラインに定めるとおり、スキーム B の規定が適用されなければならない。</u></p> <p>1.4 (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 予備認証手順</p> <p>3.1 一般</p> <p>3.1.1 <u>SCR を取り付けたエンジンシステムは、NTC2008 第 2 章に基づき認証されなければならない。エンジンと SCR を組み合わせたシステムでは、技術的及び実践的な理由により試験台での試験が実施できず、NTC2008 第 5 章の要件に完全に従う船上試験も実施できない場合には、このガイドラインのスキーム B によって提供される手順が適用されるべきである。</u></p> <p>(略)</p>	<p>MEPC.291(71)の一部改正(適用関係明確化)取り入れ (MEPC.313(74)対応)</p> <p>MEPC.291(71)の一部改正(適用関係明確化)取り入れ (MEPC.313(74)対応)</p>